

女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p>	<p>女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手及びクラブは、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p> <p><u>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約は尊重されなければならない。</u></p> <p><u>(2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負う。</u></p>	<p>適正化</p> <p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則第7条より移動（以下(5)まで</p>

務を負わず、懲罰も科されない。

(3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。

(4) 正当事由のない契約解除の場合、損害賠償金が支払われるべきであり、かかる損害賠償の金額は当該契約において予め規定することができる。

(5) 正当事由のない契約解除の場合、違当事者に対して、懲罰を科することができるものとする。

④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。

(1) 選手が、決定（契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ）の日までに、新たなクラブと契約を締結しなかった場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額とする。

(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額（以下、「控除残存報酬額」という。）とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の3か月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の6か月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。

FIFA規則
第17条-1

③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。

⑤ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。

- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、妊娠又は出産の有無、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。

- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本⑧において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

⑥ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。

⑦ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。

⑧ 契約の効力は、選手が妊娠中でないこと、契約期間中に妊娠しないこと、産前産後休業（以下、「産休」という。）を取得しないこと、又は、その他妊娠若しくは出産に関連した一般的な権利を行使しないことを条件としてはならない。

⑨ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。

⑩ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

⑪ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本項において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

⑫ いかなるクラブ及び選手も、本規則及びFIFA規則の適用を回避し、又は、他人若しくは他の団体を欺く目的で、同一選手について中間クラブを介させ2回の連続した移籍（国内、国際を問わない）（以下、「ブリッジ移籍」という。）に関与してはならない。同一の選手が16週間以内に二回連続して移籍した場合、そうでないことをクラブ又は選手が証明できない限り、当該二回の移籍に関与した選手及びクラブはブリッジ移籍に関与したものと推定され

⑧に規定

FIFA規則
第18条quarter-1

FIFA規則
第5条bis

⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

る。本規則に違反した場合、当該目的との関係では当該ブリッジ移籍は無効とし、かつ、違反した者には本協会規律委員会によって懲罰が科される。

⑬ 前項に定めるもの以外にも、クラブ及び選手は、本規則及びFIFA規則の適用を回避することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。違反した者には本協会規律委員会によって一定期間の新たな選手の登録禁止処分又は活動停止処分を含む懲罰が科される。

⑭ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

1-2-2 妊娠及び出産に係る女性選手の権利の保護に関する特別規定

① 女性選手は、当該契約期間中に産休（14週間以上の期間であり、そのうち8週間以上は出産後でなければならない）を取得する権利を有し、当該産休期間中、契約で定められた報酬の3分の2に相当する金額を受け取る権利を有する。

② クラブは、選手の妊娠若しくは出産、産休の取得、又は妊娠若しくは出産に関連した一般的権利の行使（以下総称して「妊娠及び出産等」という。）を理由として、選手契約を一方的に解除してはならず、かかる契約解除には正当事由がないとみなされる。選手の妊娠中又は産休中に、クラブが一方的に当該選手との契約を解除した場合、そうでないことをクラブが証明しない限り、妊娠及び出産等を理由とした契約解除と推定される。

③ 1-2④の規定にもかかわらず、クラブが選手の妊娠及び出産等を理由に契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、以下に定める基本賠償金と制裁的賠償金の合計額として計算されるものとする。

（1）基本賠償金

イ. 選手が、決定（契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ）の日までに、新たなクラブと契

6-5より移動

FIFA規則
定義no. 30、第18条7

FIFA規則
第18条quarter-2

FIFA規則
第18条quarter-3a)

約を締結しなかった場合：

当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額

ロ. 選手が、決定の日までに新たなクラブと契約を締結した場合：

当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を減じた金額

(2) 制裁的賠償金

当該解除された契約の平均の月額報酬の6か月分に相当する金額

④ 妊娠及び出産等を理由として一方的に選手との契約解除したクラブには、③に定める損害賠償金の支払い義務に加え、懲罰（連続する二つの登録ウインドーにおける新たな選手の登録禁止処分）が科される。当該処分は本協会規律委員会によって決定される。

FIFA規則
第18条quarter-3b)

⑤ 選手が契約期間中に妊娠した場合、選手は、当該契約期間中は次の各号の権利を有するものとする。

FIFA規則
第18条quarter-4

(1) サッカー活動を継続する権利

a)

選手は、主治医及び選手とクラブの合意により選ばれた専門医による安全確認がなされた場合に、サッカー活動を継続する権利を有する。この場合、クラブは選手の決定を尊重し、母子の健康を優先しながら選手が安全に活動できるよう配慮する義務を負う。

(2) 代替役務を提供する権利

b)

選手は、主治医がサッカー活動の継続が安全ではないと判断した場合に、サッカー活動ではない代替の方法により役務提供を継続する権利を有する。この場合、クラブは選手の決定を尊重し、選手と協力してそのための実施計画を立てる義務を負う。また、選手は、産

休を取得するまでの間、契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

(3) 産休の開始日を決定する権利

選手は、自主的かつ自立的に、産休の開始日を決定する権利を有する。クラブは選手の決定を尊重する義務を負う。クラブが選手に対して特定の時期に当該産休を取らせるように圧力をかけたり、それを強制したりした場合、当該クラブには本協会規律委員会により懲罰が科される。

(4) サッカー活動を再開する権利

選手は、産休の終了後、主治医及びクラブの合意により選ばれた専門医により安全確認がなされた後に、サッカー活動を再開する権利を有する。この場合、クラブは選手の決定を尊重し、選手のサッカー活動を再開させ、適切な医療支援を継続的に提供する義務を負う。また、選手は、サッカー活動の再開とともに契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

⑥ 選手は、サッカー活動中に、授乳等の機会が与えられるものとする。クラブは、そのための適切な施設を提供しなければならない。

⑦ 本条の規定は、女子のリーグ以外のリーグに所属する女子のプロ選手にも適用されるものとする。

c)

d)

FIFA規則
第18条quarter-5

女性選手の各種権利保護に関する規定は、女子のリーグ以外に所属する女子選手にも適用することを明記

1-5 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

(1) WEリーグに所属するクラブ(以下、「WEクラブ」という。)のトップチーム以外のチーム

外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

1-5 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

(1) WEリーグに所属するクラブ(以下、「WEクラブ」という。)のトップチーム以外のチーム

外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

2. 登録

2-1 本協会への登録

⑤ 登録年度 (登録有効期間)

(1) WEリーグのトップチーム及び所属選手 : 7月1日から翌年6月30日までの1年間

(2) 上記以外のチーム及び所属選手 : 4月1日から翌年3月31日までの1年間

⑩ シーズン

(1) シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの期間とする。

(2) 選手は、1つのシーズンにおいて最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。

(3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権 (リーグ戦は除

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の7月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

2. 登録

2-1 本協会への登録

⑤ 登録年度 (年度)

(1) 登録年度 (選手の登録が有効となる期間) は以下の通り定める。

イ. WEリーグのトップチーム及び所属選手 : 7月1日から翌年6月30日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手 : 4月1日から翌年3月31日までの1年間

(2) 選手は、1つの登録年度において最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チーム (2020年度及び2021年度については新型コロナウイルス感染症禍の例外として最大3チーム) のために公式試合に出場する資格を有する。

(3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権 (リーグ戦は除く) あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

⑩ シーズン

本規則において、シーズンとは、当該年における初回の登録ウインドー開始日から12か月の期間とする。

適正化

適正化

⑩(2)より移動
同時に、FIFA規則第5条4-i (コロナ禍を考慮した例外規定) を規定

⑩(3)より移動

FIFA規則 (定義no. 9) に合わせ適正化

1(2)に移動

1(3)に移動

く)あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

⑪ 登録ウインドー

- (1) WEリーグのトップチームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。
- (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。
 - イ. 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
- (3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。
- (4) 本条の規定は、WEリーグ以外のリーグには適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認

⑪ 登録ウインドー

- (1) WEリーグのトップチームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。
- (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。
 - イ. 初回の登録ウインドーは、毎年7月の第1金曜日から始まり12週間を超えない期間
 - ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない期間
- (3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。
- (4) 本条の規定は、WEリーグ以外のリーグには適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認

FIFA規則(定義no. 9)に合わせ適正化

めた場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。）。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該シーズンの7月1日の前日における満年齢とする）

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 妊娠又は出産等のために活動を中断した選手が活動を再開する場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-4）により所属リーグに申請。）。

めた場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。）。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該登録年度の7月1日の前日における満年齢とする）

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 産休のために活動を中断した選手（以下、「活動中断選手」という。）が活動を再開する場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-4）により所属リーグに申請。）。

(5) 活動中断選手の代替として一時的に登録される選手（以下、「代替登録選手」という。）は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-5）により所属リーグに申請。）。この場合、代替登録選手の契約期間は、別段の合意がない限り、契約開始日から当該活動中断選手の活動再開後の初回の登録ウインドー開始日より前の日までとす

適正化

FIFA規則
第6条1a)

(5) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（WEリーグのトップチーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）

6-5 育成関連費用ルールの悪用の禁止

クラブは、本協会及びFIFAが定めるトレーニング補償金等の支払いに関して、これらを回避し又は減額することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。これには、カテゴリーの低いクラブのステータスを悪用しこれをバイパスとするような移籍を含むがこれに限らない。本項に違反したクラブには、一定期間の新たな選手の登録禁止処分が科される。

7-4 トレーニング補償金（プロからプロ）に関する特記事項

(8) トレーニング補償金（プロからプロ）の請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング補償金（プロからプロ）に関する運用基準」によるものとする。

る。

(6) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（WEリーグのトップチーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）

7-4 トレーニング補償金（プロからプロ）に関する特記事項

11. 改正

2021年3月11日

1-2⑬に移動

適正化（運用基準は存在しない）